



報道発表資料の配付日時 8月 6日 (火) 15時00分

発表項目 (行事名)	アイヌ施策推進法に基づく「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針(素案)」に対する道民意見等の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、国の基本方針案の内容を踏まえ、「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針(素案)」をとりまとめ、次のとおり道民の皆様からご意見等を募集することとしましたので、道民の皆様への周知について、ご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>方針(素案)の名称 北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針(素案)</li> <li>意見等の募集期間 令和元年(2019年)8月7日(水)～8月20日(火)</li> <li>方針(素案)及び参考資料の入手方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>北海道のホームページ(環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課のホームページ <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm</a>)</li> <li>北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(道庁12階)</li> <li>北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3階)</li> <li>各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナー</li> </ol> </li> <li>意見等の提出方法及び提出先 <ol style="list-style-type: none"> <li>郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(アイヌ政策推進グループ)</li> <li>ファクシミリ 011-232-4107</li> <li>電子メール kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp</li> </ol> </li> </ol>		
参考	<ol style="list-style-type: none"> <li>道民意見提出手続の意見募集要領</li> <li>北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針(素案)</li> <li>アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案の概要</li> <li>アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案</li> </ol>		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(担当者:森田) TEL ダイヤルイン 011-204-5185 内線 24-133		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年8月7日

- 1 計画等の案の名称  
北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）
- 2 参考資料の名称  
アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案の概要  
アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
  - (1) 北海道のホームページ(環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課ホームページ)への掲載  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm>)
  - (2) 以下の場所で閲覧及び配布
    - ア 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課（道庁12階）
    - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階）
    - ウ 各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和元年（2019年）8月7日（水）～8月20日（火）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
  - (1) 郵便 ※当日の消印有効  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(アイヌ政策推進グループ)
  - (2) ファクシミリ 011-232-4107
  - (3) 電子メール kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和元年（2019年）9月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は、「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
  - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
  - (2) 意見提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
  - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
  - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
  - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日・休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ等により行います。

問い合わせ先

環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(アイヌ政策推進グループ)

電話 011-204-5185